

新潟市教育職員の特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年2月20日

新潟市長 篠田 昭

新潟市条例第2号

新潟市教育職員の特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例

新潟市教育職員の特殊勤務手当支給条例（平成18年新潟市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第3号中「4,250円」を「5,100円」に改め、同項第4号中「1,500円」を「1,800円」に、「3,000円」を「3,600円」に、「3,400円」を「3,900円」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の第3条の規定は、平成30年1月1日から適用する。

（教員特殊業務手当の内払）

- 2 改正後の第3条の規定を適用する場合においては、改正前の第3条の規定により支給された教員特殊業務手当は、改正後の第3条の規定による教員特殊業務手当の内払とみなす。

（経過措置）

- 3 改正後の第3条の規定は、平成30年1月1日以後に従事する業務に係る教員特殊業務手当について適用し、同日前に従事した業務に係る教員特殊業務手当については、なお従前の例による。